

- ハイライト
- 換地処分の公告を行いました
 - 高座渋谷駅周辺の住所が変わりました
 - 住所変更手続きについて
 - 登記事務の一時停止について
 - 本籍の変更について
 - 清算金の徴収・交付事務にご協力を
 - 変更登記について(会社・各種法人)

編集/発行：渋谷土地区画整理事務所(平成30年7月2日発行)

居住者・権利者・関係者の皆様へ

大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理事業
 施行者 大和市 代表者 大和市長 大木 哲

「渋谷(南部地区)まちづくりニュース85号」について

盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、市行政について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。このたび、平成30年6月29日に換地処分の公告をすることができました。今後は、「清算金」についての手続を予定しておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎換地処分の公告を行いました。



日お届けした「換地処分通知」が、すべての関係権利者に到達したことを確認し、平成30年6月29日、神奈川県により「換地処分の公告」が行われましたのでお知らせいたします。換地処分の公告は、神奈川県及び大和市ホームページでご覧いただけます。

- 換地処分の公告日の翌日(6月30日)に、従前の土地の権利が換地処分後の土地(換地)に移行し、換地の権利及び清算金の額が確定し、地番が新しくなりました。
- 大和市が換地処分の公告日時点にて最終的な権利調査を行い、権利変動が確認できた際は、新権利者の方に対して新たな「換地処分通知」、旧権利者の方に対して「換地処分取消通知」を平成30年7月頃に送付いたします。

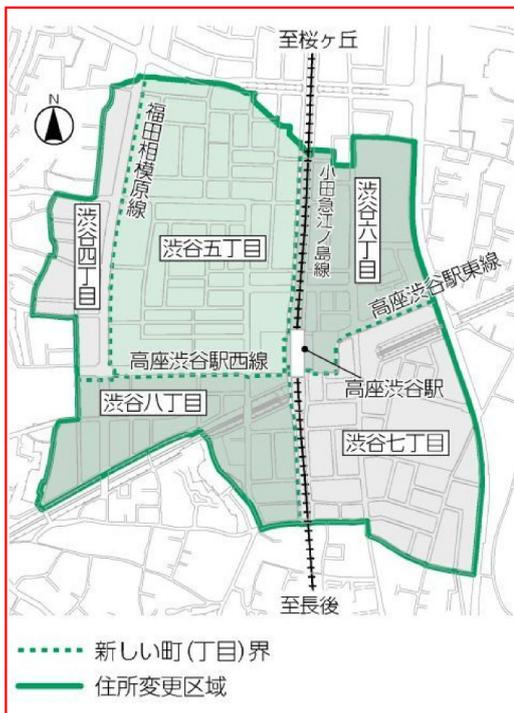


◎高座渋谷駅周辺の住所が変わりました。



018年(平成30年)6月29日(金)に行われた大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理事業の換地処分の公告に伴い、翌日の6月30日(土)から次の地区を「渋谷四丁目~八丁目」とする町界町名地番整理を実施したことにより、同日から住所が変更されました。

新しい町区域図



- 福田地区の一部 ⇒ (福田 1687~1695 及び 1777~2169 の内、区画整理対象の地域)
- 下和田地区の一部 ⇒ (下和田 902~973 及び 1150~1222 の内、区画整理対象の地域)

◎住所変更手続きについて。



しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、皆様に住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがありますので、ご協力をお願いいたします。

- なお、既に対象地区在住者に配布しています冊子「住所変更手続きのしおり」は、換地処分に伴う住所変更手続きや不動産登記事項等に関するご案内となりますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。



◎登記事務の一時停止について

7 月2日から、渋谷（南部地区）土地区画整理事業地区内の不動産（土地・建物）の登記簿（表題部）及び公図などの書き換え作業を登記所が行うため、作業中は不動産に関する登記事務が停止されますので、ご注意ください。（約3か月間の予定）



ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。
■登記簿の書き換えが完了しましたら、権利者の皆様にはお知らせいたします。

◎本籍の変更について

本 籍の変更がある場合は、7月2日以降に市民課より「本籍変更のお知らせ」を筆頭者等に送付いたします。

※問合せは、市民課戸籍担当へ
(☎046-260-5111)

◎清算金の徴収・交付事務にご協力を

清 算金の徴収・交付に必要な書類を平成30年9月頃に発送する予定です。書類が届きましたら、必要な手続きに応じて書類を提出していただくようお願いいたします。

■清算金額の通知やお知らせ等を実際にお届けするため、転居等で住所が変更になった場合は、事業管理課までご連絡ください。

■清算金の徴収（分割第1回目）及び交付は、平成30年12月頃を予定しています。

■清算金が交付となる土地の抵当権者に対し、交付清算金供託の要（不要）について確認を行っていましたが、今回、換地処分の公告日における新たな抵当権者に対しても、「交付金供託不要の申出書」を大和市より送付します。

■換地処分の公告日における土地所有者及び借地権者等以外の方が清算金を納付する場合、または清算金を受け取る場合は手続きが必要になります。

■手続きに必要な書類は、事業管理課及びホームページにも用意していますので、ご確認ください。

■なお、詳しくは、9月頃に送付します「清算金決定通知書」に同封します冊子等でお知らせいたします。



◎変更登記について（会社・各種法人のみ）

登 記されている会社の本店・支店や法人の主たる事務所・従たる事務所の所在地や役員の住所変更については、速やかに手続きしていただく必要があります。変更期限を過ぎての申請は、会社法の規定により過料の制裁に処せられる場合がありますので、ご注意ください。

■商業・法人登記については、登記閉鎖はされず、通常どおり申請ができますが、届出先は、本店・支店所在地を管轄する法務局に申請していただくことになりますので、ご注意ください。

■詳しくは、既に配布しました「住所変更手続きのしおり」（17ページ）をご覧ください。

登記の種類		変更期限	申請又は届出先	申請等が必要な理由
商業・法人登記	本店（主たる事務所）	2週間以内	本店所在地を管轄する法務局	会社法の定めにより所在地等の変更が必要。
	支店（従たる事務所）	3週間以内	支店所在地を管轄する法務局	

※「住所変更通知書」を一緒に提出することで登録免許税が免除となります。

問合せ先

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号 渋谷土地区画整理事務所（大和市役所 本庁舎4階）

■土地区画整理事業・・・☎046-260-5721（事業管理課 事業管理担当）

■修景整備工事について・・・☎046-260-5723（事業管理課 整備担当）

